

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 原議保存期間   | 10年（令和17年12月31日まで保存） |
| 施行文書保存期間 | 10年（令和17年12月31日まで保存） |

交 規 甲 達 第 1 1 号

令 和 7 年 3 月 1 9 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

高齢運転者等標章取扱要領の改正について（通達）

対号 令和2年5月28日付け交規甲達第22号「高齢運転者等標章取扱要領  
の全部改正について」

高齢運転者等標章の取扱いについては、対号により運用してきたところであるが、この度、個人番号カードと運転免許証の一体化に伴い、別添のとおり、高齢運転者等標章取扱要領を改正し、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、対号は廃止する。

## 高齢運転者等標章取扱要領

### 第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、高齢運転者等標章に係る事務処理等に関し、必要な事項を定める。

### 第2 高齢運転者等専用駐車区間制度

身体機能の衰えを感じながらも運転を必要とする高齢者及び障害者並びに妊婦等（以下「高齢運転者等」という。）が安全に運転できる道路交通環境を整備するため、多数の高齢運転者等が日常生活において利用する官公庁や福祉施設等の周辺に高齢運転者等が運転する普通自動車のみが駐車できる区間（以下「高齢運転者等専用駐車区間」という。）を石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する。

その際、公安委員会は、高齢運転者等からの申請に基づいて規則別記様式第1の3の6の専用場所駐車標章（以下「標章」という。）を交付することとし、標章の交付を受けた高齢運転者等が高齢運転者等専用駐車区間に駐車するときは、自動車の前面の見やすい箇所に標章を掲示しなければならない。

### 第3 標章の新規申請の取扱い

#### 1 対象者の範囲

普通自動車を運転することができる免許を受けた者で次のいずれかに当たるものに限り、公安委員会に申請して、標章の交付を受けることができる。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 法第71条の6第2項に規定する者（両耳の聴力が補聴器を用いて10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者）
- (3) 法第71条の6第3項に規定する者（肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者）
- (4) 妊娠中又は出産後8週間以内の者

#### 2 申請事務の取扱い

標章の交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署又は分庁舎に規則別記様式第1の3の5の高齢運転者等標章申請書（以下「標章申請書」という。）を提出し、申請するものとする。

### 3 提示書類

標章申請書を提出する際に提示しなければならない書類は、

- ・ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「運転免許証等」という。）
- ・ 普通自動車の自動車検査証（写しでも可能とする。）
- ・ 妊娠中又は出産後8週間以内の者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足る書類（母子健康手帳のほか、医師作成による妊娠証明書、戸籍謄本等）

とし、提示書類の写しを作成することは要しない。

なお、運転免許証等や母子健康手帳等については、改ざん等防止のため原本の確認が必要であるが、自動車検査証については、カーシェアリングや車両が遠方にある使用中の場合が想定されるため、写しでも可能とする。

また、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市町が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

### 4 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員（10人以下）、車両総重量（3,500キログラム未満）、最大積載量（2,000キログラム未満）等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

### 5 高齢運転者等に該当すること等の確認

申請を受けた場合は、標章申請書及び前記3の提示書類により、高齢運転者等に該当すること及び標章申請書に記載された内容に誤りがないことを確認すること。

なお、法第45条の2第1項第2号に該当する者（法第71条の6第2項又は第3項に規定する者）であることが運転免許証等に記載もしくは記録された条件から直ちに確認できないときは、運転免許照会を行い、確認すること。（別紙参照）

### 6 標章の作成及び交付

- (1) 標章申請書を受理した警察署は、その内容を確認し、対象者と認められる

ものについては、別記様式第1の高齢運転者等標章処理簿（以下「処理簿」という。）に所要事項を記載の上、標章を作成し、申請者に交付すること。

(2) 標章は、次の事項に留意して作成すること。

ア 標章の表面

(ア) 「標章番号」欄

標章右上部の標章番号は、12桁の数字とし、最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等別コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行所属コード（共通分類コード表の警察署別コードの3桁コードをいう。）、最後の5桁は発行年ごと警察署ごとの一連番号をそれぞれ記入すること。

なお、各コードについては、別表のとおりとする。

(イ) 「年月日」欄

標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

(ウ) 「登録（車両）番号」欄

標章申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録（車両）番号を全て記入すること。この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市町が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

(エ) 「根拠条文」欄

第1号、第2号又は第3号のうち、該当するものに丸印を付けること。

イ 標章の裏面

住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証番号又は免許情報記録番号を記入すること。

(3) 標章の交付に当たっては、別記様式第2の高齢運転者等標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

(4) 標章を交付する際は、申請者に対し、次の事項を教示すること。

ア 標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。

イ 標章表面記載の車両以外では使用しないこと。

ウ 次の場合等は、標章（（イ）の場合は発見した標章）を速やかに警察署

へ返納すること

(ア) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。

(イ) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(ウ) 妊娠中又は出産後 8 週間以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。

エ 標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

#### 第 4 標章の記載事項変更届出の取扱い

##### 1 対象者の範囲

前記第 3 の 1 と同様とする。

##### 2 届出事務の取扱い

標章の記載事項に変更が生じた者は、遅滞なく、その者の住所地を管轄する警察署又は分庁舎に規則別記様式第 1 の 3 の 7 の高齢運転者等標章記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）を提出するものとする。

##### 3 添付書類

現に交付を受けている標章とする。

##### 4 提示書類

各記載事項の変更の提示書類は、次に示す公的機関等が発行した変更箇所が分かるものとする。

なお、提示書類は、写しの作成を要しない。

###### (1) 届出に係る普通自動車の変更の場合

自動車検査証（写しでも可能とする。）

###### (2) 住所の変更の場合

住民票、運転免許証等のうち、いずれか一つ

###### (3) 氏名の変更の場合

住民票、戸籍謄本、運転免許証等のうち、いずれか一つ

###### (4) 運転免許証番号又は免許情報記録番号の変更の場合

運転免許証等

##### 5 標章の作成及び交付

標章については、前記第 3 の 6 と同様の要領で再作成することとし、標章番号も新たに付すること。その際、提出を受けた標章について、処理簿の記載欄に斜線を引き、返納年月日欄に返納年月日を、備考欄に変更事項を記載するこ

と。

## 6 他の都道府県へ住所変更する場合の取扱い

標章の交付を受けた者が他の都道府県に住所を変更する場合は、住所変更後の住所地を管轄する公安委員会へ記載事項変更の届出をするよう教示すること。

## 第5 標章の再交付申請の取扱い

### 1 対象者の範囲

前記第3の1と同様とする。

### 2 申請事務の取扱い

標章の再交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署又は分庁舎に規則別記様式第1の3の8の高齢運転者等標章再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)を提出するものとする。

### 3 添付書類

現に交付を受けている標章とする。ただし、当該標章を亡失した場合にあっては、当該標章を提出することを要しない。その場合、申請者に対し、再交付後に旧標章を発見した場合は確実に返納するよう教示すること。

### 4 標章の作成及び交付

標章については、前記第3の6と同様の要領で再作成することとし、標章番号も新たに付すること。その際、提出を受けた標章の処理簿の記載欄に返納年月日を記載すること。

### 5 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請と記載事項変更届出を併せて行う場合は、再交付申請書によることとし、前記第4の4と同様、記載事項に変更が生じたことを証する書類の提示を求めること。この場合、再交付申請書の理由欄に、再交付申請の理由並びに記載事項変更の内容及び理由を記載させること。

## 第6 標章の返納の取扱い

### 1 返納事務の取扱い

標章の返納を受理した場合は、別記様式第3の専用場所駐車標章返納届(以下「返納届」という。)と標章を受理すること。その場合、処理簿の当該標章の記載欄に斜線を引き、備考欄に返納された旨及び返納年月日を記載すること。

### 2 他の都道府県公安委員会が交付した標章の返納の取扱い

他の都道府県公安委員会が交付した標章の返納があった場合も、上記1と同

様に受理できるものとする。その場合、警察本部交通部交通規制課から当該標章を交付した都道府県警察の標章事務担当係へ電話連絡を行うこと。

## 第7 標章の適切な管理

標章については、有効期間の定めはないが、法第45条の2第4項により、その返納について規定されていることから、交付済みの標章については、次のとおり適切な管理に努めること。

### 1 妊娠中又は出産後8週間以内の者に対し交付した標章

交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

### 2 70歳以上の者に対し交付した標章

標章の交付を受けた者について、運転免許の取消し又は失効が判明した場合には、本人やその家族等へ電話連絡し、標章の返納を促すこと。

なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等では容易に見えない場合等は、処理簿の備考欄に無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

## 第8 他署管内の居住者からの申請等の取扱い

標章の各種事務については、本来、公安委員会の事務であることから、他署管内に居住する対象者からの申請及び届出であっても、管轄区域内の居住者と同様に申請書等を受理し、標章を交付すること。その場合は処理簿に所要事項を記載するとともに、その者の住所地を管轄する警察署（以下、「管轄警察署」という。）に処理簿の所要事項を電話連絡すること。

また、当該標章の管理は管轄警察署において行うこととし、管轄警察署においても処理簿に所要事項を記載すること。

## 第9 標準処理期間等

公安委員会による標章交付は、直接県民の権利義務を形成し、又は範囲を確定する効果を伴うものではなく、行政手続法上の「処分」や「許認可等」に当たらないと解されるため、行政手続法に基づく審査請求手続や標準処理期間等の定めはないことから当該事務の標準処理期間を原則、即日とする。

## 第10 保存期限

本件に関する書類の保存期間は、処理簿は常用、その他は5年とし、ファイル区分については別に定めるものとする。

## 第11 決裁、報告

- 1 決裁は、受理した標章申請書、記載事項変更届、再交付申請書及び返納届の写しにより、取扱いがあった翌日（翌日が休日に当たる場合は、休日明け後の最初の平日）までに受けること。
- 2 受理した標章申請書、記載事項変更届、再交付申請書については、交付した標章の写しとともにその都度、警察本部交通規制課へ送付すること。  
なお、記載事項変更届や再交付申請の際、旧標章の提出があった場合には、当該標章も併せて送付すること。  
また、返納届についても、返納された標章を添付の上、その都度、警察本部交通規制課へ送付すること。
- 3 本件事務処理状況は、1月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月10日までに交通規制課に報告するものとする。